

# 【校庭・体育館・教室の開放事業】感染症対策の要請・協力依頼を変更します(お知らせ)

令和5年5月2日教育部教育総務課・生涯学習課

校庭・体育館・教室の開放事業をご利用されている皆様には日頃より適切な利用にご協力賜りありがとうございます。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置付けが5類感染症に変更され、東久留米市新型コロナウイルス感染症対策本部が廃止されます。また、感染症対策の基本的対処方針等も廃止されます。これにより、これまでの新型コロナウイルス感染症対策等に関する要請・協力依頼については、以下のとおりといたします。引き続きご協力を宜しくお願いいたします。

- 5類移行後も、「参加者の健康状態の把握」「適切な換気の確保」「手洗いや咳エチケット」といった感染対策が引き続き重要です。
- 一方、感染状況が落ち着いている平時においては、上記以外に特段の感染対策を講じる必要はありません。
- マスクの着用は求めません。
- 利用当日の参加者全員の氏名、連絡先、体温等の把握は不要となりました。
- 清掃活動とは別に、日常的な消毒作業を行うことは不要となりました。
- 感染が再拡大した際には、一時的に活動場面に応じた感染対策を講じる場合があります。